

厚生労働省発雇均 0730 第2号

令和6年7月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 子の看護休暇制度の見直し

一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第十六条の二第一項の学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずるものとして厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとすること。

1 学校保健安全法第十九条の規定による出席停止

2 保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずる事由又は1に準ずる事由

二 法第十六条の二第一項の教育又は保育に係る行事のうち厚生労働省令で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とすること。

第二 対象家族の介護に直面した旨の申出をした労働者等に対する個別の周知等の措置及び雇用環境の整備に関する措置

一 対象家族の介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

1 法第二十一条第二項の規定により、事業主が労働者に対し、3の事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法（三）及び（四）に掲げる方法にあつては、労働者が希望する場合に限る。）によって行わなければならないこととする。

（一） 面談による方法

（二） 書面を交付する方法

（三） ファクシミリを利用して送信する方法

（四） 電子メール等の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2 法第二十一条第二項の仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次のとおりとすること。

（一） 介護休暇に関する制度

（二） 所定外労働の制限に関する制度

- (三) 時間外労働の制限に関する制度
 - (四) 深夜業の制限に関する制度
 - (五) 介護のための所定労働時間の短縮等の措置
- 3 法第二十一条第二項の、労働者が事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったこと（4において「介護に直面した旨」という。）を申し出たときに、当該事業主が当該労働者に知らせなければならない事項は、次のとおりとすること。
- (一) 介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等
 - (二) 介護休業申出及び介護両立支援制度等の利用に係る申出（以下「介護両立支援制度等申出」という。）の申出先
 - (三) 雇用保険法第十条第六項第二号に規定する介護休業給付金に関すること。
- 4 法第二十一条第二項の、労働者が事業主に対し介護に直面した旨を申し出たときに、事業者が講じなければならない介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る当該労働者の意向を確認するため
の厚生労働省令で定める措置（三）及び（四）に掲げる措置にあつては、労働者が希望する場合に限る。）

は、次のとおりとすること。

- (一) 面談
- (二) 書面の交付
- (三) ファクシミリを利用しての送信
- (四) 電子メール等の送信（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

二 家族の介護に直面する前の早期における両立支援制度等に関する情報提供

- 1 法第二十一条第三項の介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項は、一の3に準ずることとする。

2 法第二十一条第三項の事業主が労働者に対して1の事項を知らせるのに適切かつ効果的なものとして厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる期間のいずれかとすること。

- (一) 労働者が四十歳に達した日の属する年度の初日から末日までの期間
- (二) 労働者が四十歳に達した日の翌日から起算して一年間

3 法第二十一条第三項の規定により、事業主が労働者に対し1の事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならないこととする。

- (一) 面談による方法
- (二) 書面を交付する方法
- (三) ファクシミリを利用して送信する方法
- (四) 電子メール等の送信の方法

三 介護休業申出及び介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置

1 法第二十二條第二項第三号の厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置は、次のとおりとすること。

- (一) その雇用する労働者の介護休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供
- (二) その雇用する労働者に対する介護休業に関する制度及び介護休業の取得の促進に関する方針の周

知

2 法第二十二條第四項第三号の厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置は、次のとおりとすること。

(一) その雇用する労働者の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供

(二) その雇用する労働者に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する

方針の周知

第三 その他

一 この省令は、令和七年四月一日から施行すること。

二 法第二十一条第一項の、労働者が事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことを等申し出たときに、当該事業主が当該労働者に対し知らせなければならない事項について、育児休業給付である育児休業給付金及び出生時育児休業給付金に関することに加え、出生後休業支援給付に関することも含まれるものとする。

三 その他所要の改正を行うこと。